屎谷三三の一、字柳木谷口下モ平三四、字段林一八二の一から一八二の四まで、一八二の六、一八二の七、一八二の九、一八二の一〇、一八二の一二、一八二の一八、字狸穴一八三の一、一八三の三、一八三の五、一八三の七、字糠ノ谷奥一八九の一、一八九の二、一八九の四から一八九の六まで、一八九の八から一八九の一〇まで、一八九の一六から一八九の一九まで、一八九の二一、一八九の二四、一八九の二六、一八九の二七、一八九の三二、字糠ノ谷一九〇、字南谷三三〇、三三一、字荒神谷南平三三二、三三三、字萩原三五一の一から三五一の四まで、三五二の一から三五二の三まで、三五三の一から三五三の五まで、三五三の七から三五三の九まで、三五四の一から三五四の四まで、三五五の一から三五五の三まで、岩屋字黒尾南五五六、字まじ五五七の一、五五七の五、五五八の一から五五八の四まで、字黒尾北平五五九、字ずり畑五七四の一、五七九の一、五七九の二、字大じゃれ五九一、五九二の一、五九二の二、六〇三、字大瀧五九三の一、五九三の二、字大瀧東平五九四の一、五九四の二、字大峪五九五の一、五九五の二、五九六の一、五九六の二、五九八、五九九の一、六〇一、字奥乃畑南平六五二の一、六五二の二、字奥乃畑頭六五四の五、六五四の七から六五四の一〇まで、六五四の二五、六五四の二六、字奥乃畑六五三、六五五の一から六五五の三まで、字六郎坂八三八の二、八三八の四から八三八の六まで、八三九の一から八三九の三まで、字荒畝影八四二の一、八四二の二、字荒畝小谷八四四の一、字荒畝小ざこ八四六の一、八四六の四、八四七の一から八四七の三まで、字長太郎岩棚八六二の一、八六二の四、八六三、字徳藤八七七の一から八七七の三まで、字休九一八、九一九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市大佐布瀬字木谷四の一から四の三まで、五、字雨堤六の一、字古道七の二、字大東谷九の一、九の三、字西ノヲク三三四七の二、字大峠三三四九の二、字萩畝三三一七の二、字打入一六五四の二、字スケガサコ一六六九の二、一六六九の四、一六七〇の二、一六七一の二、字定六谷一六七四の二、一六七五の二、津山市東田辺字黒沢一五九九の一、一五九九の三、字中打伏一六〇二の一、一六〇二の三、一六〇二の一三から一六〇二の二〇まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百二十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二十二条第二項の規定に基づき、海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年八月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示の一部を改正する告示

海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示（平成十五年国土交通省告示第六百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「十月一日」の下に「（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たる場合は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に試験開始期日として掲示したときを除き、順次延期する。）」を加え、第四項中「（運輸監理部を含む。以下同じ。）」を削り、第五項を削り、第六項を第五項とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○中部地方整備局告示第百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、併せて告示する。

平成二十三年八月八日

中部地方整備局長　足立　敏之

第1　起業者の名称　静岡県

第2　事業の種類　県道大岡元長窪線道路新設事業（静岡県駿東郡長泉町下長窪地内から同町上長窪地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　静岡県駿東郡長泉町下長窪字陣場、字八反田及び字水穴並びに上長窪字柏窪、字西ノ窪及び字上野地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県駿東郡長泉町下長窪地内から同町元長窪地内までの延長1,859mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道大岡元長窪線道路新設事業及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得が完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道大岡元長窪線道路新設事業」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持させるための町道付替工事は、道路法第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道大岡元長窪線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により静岡県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により静岡県が道路管理者になることなどから、静岡県は本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、静岡県沼津市大岡を起点とし、同県駿東郡長泉町の中心市街地を経由し、同町元長窪に至る延長5.3kmの路線であり、静岡県沼津市（以下「沼津市」という。）と同県駿東郡長泉町（以下「長泉町」という。）を結ぶ重要な路線である。また、本路線は、終点で接続する県道足高三枚橋線を介して、沼津市北部地域及び高速自動車国道第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）沼津インターチェンジ、一般国道1号東駿河湾環状道路（以下「東駿河湾環状道路」という。）沼津岡宮インターチェンジへ接続する、広域道路網形成の機能も併せ持つ重要な路線である。

本路線が通過する沼津市及び長泉町は、静岡県東部地域に属しており、東京から約100kmと首都圏から比較的近く、富士、箱根、伊豆といった日本有数の観光地にほど近い豊かな自然環境に恵まれた地域である。